

令和5年 北秋田市農業委員会 第12回総会

1. 開催日時 令和5年11月15日（水） 午後2時から

2. 開催場所 市役所本庁舎 3階 大会議室

3. 出席委員（31名）

4番 鈴木 豊	5番 佐藤 邦久	6番 中林 めぐみ
7番 長崎 成人	8番 堀部 聡	9番 多賀谷 テル子
10番 長岐 正	11番 松岡 英敏	12番 伊藤 鶴一
13番 土田 紀子	14番 藤島 喜美男	15番 成田 博幸
16番 寺田 一徳	17番 武田 響一	18番 武石 修一
19番 佐藤 茂延	20番 金田 悦子	21番 藤岡 智洋
22番 中嶋 力藏	23番 佐藤 利子	24番 松橋 利彦
26番 出川 信久	27番 佐藤 政信	28番 小笠原 千春
29番 澤藤 匠	30番 土濃塚 謙一郎	31番 野呂 義久
33番 佐藤 整	34番 金 俊英	36番 佐藤 篤史
37番 長岐 一志		

4. 欠席委員（5名）

1番 櫻井 豊	2番 佐藤 稔	3番 宮腰 文義
25番 伊東 誠子	32番 若松 一幸	

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第24号	会務報告
第 2	報告第25号	専決処分の報告
第 3	議案第42号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 4	議案第43号	農地法第4条の規定による許可申請について
第 5	議案第44号	農地法第5条の規定による許可申請について
第 6	議案第45号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 出席した事務局職員

局長 加藤裕久 副主幹 簾内拓也 主査 疋田憲匡

8. 議事録署名委員

11番 松岡英敏 12番 伊藤鶴一

9. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、只今より令和5年 北秋田市農業委員会 第12回総会を開会いたします。</p> <p>始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。1番 櫻井豊委員、2番 佐藤稔委員、3番 宮腰文義委員、25番 伊東誠子委員、32番 若松一幸委員、の5名となっております。</p> <p>委員総数36名中、31名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>会長あいさつ（省略）</p>
議長	<p>それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>議事録署名委員は当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議長	<p>異議なしと認め当職より指名いたします。</p> <p>11番松岡英敏委員、12番伊藤鶴一委員をお願いいたします。</p> <p>それでは案件に入ります。「報告第24号会務報告」を事務局より願います。</p>
事務局	<p>議案書2ページをお開きください。</p> <p>報告第24号 令和5年10月分会務報告です。</p> <p>10月6日、地域計画策定ブロック別情報交換会が、コムコムで開催さ</p>

れ、簾内副主幹が出席しております。

同じく6日に、第11回総会案件の現地調査を、委員4名と事務局2名で行っております。

16日は、第11回定例総会を開催しております。

23日には第91回常設審議委員会が秋田市で開かれ、疋田主査が出席しております。この会で当市に関する案件は1件が審議され、承認されております。

報告は以上です。

議 長

会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

次に報告第25号「専決処分の報告について」事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書3ページをお開きください。

報告25号「令和5年10月分 専決処分の報告」です。

表の10月の列をご覧ください。

(2) 非農地通知が6件、(4) 相続等による農地の権利取得の届出の受理が22件、(5) 農地所有適格法人の報告書の受理が2件、(7) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が12件、合計42件の処理を実施しました。

4ページからはその内訳となります。

まず、(2) 非農地通知です。

(受付番号1番を朗読)

以下番号6番まで、合計13筆、22,812㎡となります。

つづいて(4) 相続等による農地の権利取得の届出の受理です。

(受付番号1番を朗読)

以下、13ページから14ページにかけての受付番号22番まで、合計182筆、面積260,464.30㎡となっております。

次に、項目（５）農地所有適格法人の報告書の受理です。法人の名称、受理日等は記載のとおりとなっております。

次は項目（７）の、賃借・使用権の合意解約等の届出の受理です。

（受付番号１番を朗読）

以下 16 ページの受付番号 12 番まで、合計 37 筆、面積 94, 105 m²となります。

報告は以上です。

議 長

事務局から説明がありましたが、（２）非農地通知について、現地を確認した委員からも説明願いたいと思います。

16 番 寺田一徳委員からお願いいたします。

16 番

16 番の寺田です。

番号 1 番から 6 番の 6 件を報告させていただきます。

調査日は 11 月 6 日、調査員は 17 番 武田響一 委員、18 番 武石修一 委員、19 番 佐藤茂延 委員と私、事務局から簾内副主幹、疋田主査の計 6 名でした。

番号 1 番の、七日市字田ノ沢の農地は、七日市にある旧農協支所から、山側にある堤のほうに約 250 メートルほど進んだ場所にありました。申請地は森林の様相を呈しており、農地として再生利用することは困難と判断しました。

番号 2 番の、上杉字金沢の農地は、旧大野台ハイランドと内陸線大野台駅へつながる道路の間に接道してありました。申請地は森林の様相を呈しており、農地として再生利用することは困難と判断しました。

木戸石字才ノ神沢の農地は、美栄集落の裏手の傾斜の途中にある農地でした。申請地は周辺を山林に囲まれていたほか、農道も狭く、狭小であり、農地として再生利用することは困難と判断しました。

木戸石字大堤下の農地は、松ヶ丘集落の裏手の周辺より低い場所にありました。申請地は森林の様相を呈しており、農地として再生利用するこ

とは困難と判断しました。

番号3番の、道城字大野の農地は、道城集落と桃栄集落をつなぐ農道の途中にありました。申請地は森林の様相を呈しており、農地として再生利用することは困難と判断しました。

道城字小堤岱の農地は、上道城集落と向本城の間の道路に接道してありました。申請地は森林の様相を呈しており、農地として再生利用することは困難と判断しました。

番号4番の、下杉字上清水沢の農地は、北秋田市民病院の十字路から、鷹巣に向かう道路の途中にありました。申請地は森林の様相を呈しており、農地として再生利用することは困難と判断しました。

番号5番の、米内沢字中道岱の農地は、北秋田市役所森吉庁舎から道路を挟んで向かい側約300メートル先にありました。申請地は周辺の住宅開発等により接道されておらず、他人の土地を経由しなければ到達することが困難であり、農地として再生利用することは困難と判断しました。

番号6番の、阿仁水無字大町の農地は、阿仁公民館から約150メートルのところにある旧宮越商店の裏にある農地でした。申請地は森林の様相を呈しており、農地として再生利用することは困難と判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長

報告第25号につきまして事務局と寺田委員からの説明が終わりました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

19 番

19番 佐藤です。賃借・使用権の合意解約等の届出の受理についてお聞きしますが、解約の理由が「耕作者の都合」や「他者との貸借のため」となっているものについて、次に耕作する相手が決まっているのかどうかということです。昨年12月に「他者との貸借のため」として合意解約した農地が今年は耕作されていないという事例が身近であったので、今回のこれらの申請が、次の耕作者が決まっていって提出されているのかお聞きしたいです。

事務局

今回の申請について、解約理由が「耕作者の都合」となっているものは、耕作者の事情によって耕作を続けることが困難になったため、まだ次の受け手が決まっておらず調整中ではあるけれど、やむを得ず解約すると

いうものです。また「他者との貸借のため」となっているものは、次の耕作者は決まっています、中間管理事業を使うか使わないかで調整中とのことです。

19 番 相手が決まっていれば良いのですが、受け手の耕作面積も大きくなってきて、最近では、条件の良い農地は受けるが良くない農地は受けないといった話も聞こえてくるので、今回の申請はどうかかと思ってお聞きしました。今後、そのあたりも説明していただけたらと思います。

事務局 できるだけ説明したいと思います。

議 長 ほかにご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、次に進みます。

議案第 4 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 17 ページをお開きください。
議案第 4 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。
農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和 5 年 11 月 15 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志。

(受付番号 1 番を朗読)

以下、受付番号 3 番まで、合計 3 筆、面積 993 m²となります。

なお、これらの件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。

なお、農地法第 3 条第 2 項各号については 18 ページをご参照ください。
ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行

なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

17番 武田響一委員からお願いいたします。

17番

17番の武田です。

申請番号の1番から3番の3件を報告させていただきます。

調査日と調査員は、先程の寺田委員の報告と同様です。

まず、申請番号1番は資料の20ページから21ページになります。申請地は太田からJRの踏切を超えて300メートルほど進んだところの、集落と農地の間にありました。手入れされていてすぐ耕作できる状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、申請番号2番は、資料の22ページから23ページになります。申請地は、綴子小学校の裏手側にあるプールのすぐ近くにある農地でした。継続して耕作されている状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、申請番号3番は、資料の24ページから25ページになります。申請地は、綴子の前野団地と国道7号線の間であり、住宅に隣接している農地でした。手入れされていてすぐ耕作できる状態とみられ、問題はありませんでした。

以上で報告を終わります。

議長

議案第42号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。

それでは質疑に入ります。

議案第42号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第42号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

では、議案書26ページをお開きください。

議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和5年11月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志。

(受付番号1番を朗読)

以下、受付番号2番まで、合計2筆、面積が796㎡で、2件とも追認案件であり、受付番号2番は常設審議委員会への諮問案件となります。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

18番 武石修一委員からお願いいたします。

18番

18番の武石です。

申請番号1番と2番の2件を報告させていただきます。

調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

まず、申請番号1番ですが、資料の28ページから30ページになります。申請地は米内沢診療所の隣の通りにある宅地の中にある畑でした。追認ということで、すでに物置小屋がありましたが、申請地の周辺には農地がなく、周辺の農業への影響はないものと見受けられました。

次に、申請番号2番は、資料の31ページから33ページになります。申請地は、阿仁湯口内の国道沿いにある製材所の裏にある農地でした。追認ということで、すでに資材置き場となっておりますが、申請地には隣接して農地がなく、周辺の農業への影響はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議 長 議案第43号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。

それでは質疑に入ります。

議案第43号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

7 番 7番 長崎です。2番の案件について、常設審議委員会への諮問案件となっている理由をお聞きします。

事務局 第2種農地で、農地を農地以外のものにする場合、常設審議委員会に諮問することになっているためです。

議長 ほかにございませんか。

8 番 8番 堀部です。この2件はなぜ追認となったのでしょうか。

事務局 1番については、申請者が相続したものであり、物置小屋は申請者の親が建てたものです。申請者が土地家屋調査士と相談して、追認されるものであればお願いしたいということで申請されました。第3種農地であり、転用の申請があれば許可されることや、故意に建築したものではないと認められるため、追認となります。

2番については、製材所の裏手にあり、水利の状況が良くないということで耕作をせず、長く資材置場になっていました。こちらも土地家屋調査士と相談の上、登記地目などを適正にしたうえで現在利用している別の人に譲りたいということで申請されたものです。

議 長 ほかに質問等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第43号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書34ページをお開きください。

議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和5年11月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志。

(受付番号1番を朗読)

以下、受付番号2番まで、合計4筆、面積3,187㎡となります。

ご審議の程よろしくお願いします。

議 長

事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員さんからも説明を願いたいと思います。

18番 武石修一委員から説明願います。

18番

18番 武石です。

申請番号1番と2番の2件を報告させていただきます。

調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

まず、申請番号1番ですが、資料の36ページから38ページになります。申請地は北秋田市文化会館ファルコンの裏にあり、基盤整備した農地とJRの線路との間にある、一軒だけ離れた所にある住宅の隣の農地でした。宅地と一体となったように見える畑で、周辺の農業への影響はないものと見受けられました。

次に、申請番号2番ですが、資料の39ページから41ページになります。申請地は北秋田地域振興局の裏側に隣接した農地でした。申請地の周辺に農地はなく住宅に囲まれており、宅地となっても農業への影響はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります

議 長 議案第44号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。

質疑に入ります。

議案第44号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第44号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第45号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書42ページをお開きください。

議案第45号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」。

農業経営基盤強化促進法 附則 第5条の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和5年11月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志。

まずは所有権移転についてです。

(受付番号1番を朗読)

以下43ページの受付番号3番まで、合計14筆、面積33,265㎡となります。

つづいて議案書44ページをお開きください。利用権設定になります。

(受付番号1番を朗読)

利用権設定はこの1件だけです。

つづいて45ページは一括方式になります。

(受付番号1番を朗読)

一括方式はこの1件だけです。

以上の議案第45号に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

議案第45号につきまして事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第45号について、所有権移転の受付番号1番を除いた件について質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第45号のうち、所有権移転の受付番号1番を除いた件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

つづいて、議案第45号中、所有権移転の受付番号1番についてですが、この件については、19番 佐藤茂延 委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：19番 佐藤茂延 委員)

議長 会議を再開し、質疑に入ります。

議案第45号中、所有権移転の受付番号1番について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第45号中、所有権移転の受付番号1番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：19番 佐藤茂延 委員)

議長 会議を再開いたします。

以上で本日の提出議案の審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、第12回定例総会を閉会します。